

在宅支援に関する QA

問1. 在宅支援の対象事業は何ですか。

答 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）です。

問2. 在宅においてサービスを提供する場合、要件は何ですか。

答 次のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること。
- ② 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成。作業活動、訓練等の内容又は利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も可能であること。
- ③ 緊急時に対応できること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の疑義照会等に対し、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 原則として、月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行うこと。
- ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合⑥による通所に置き換えて差し支えない。

問3. 在宅支援の効果については、どのように評価するのでしょうか。

答 相談支援専門員によるモニタリングや暫定支給、1年目の評価表をもとに効果を判定します。

問4. 届出書を提出後、豊島区から受理の連絡はありますか。

答 原則、届出書の提出をもって「受理」としますので、特段の連絡は行いません。なお、届出書に不備がある場合のみ、事業所へご連絡します。

問5. 在宅利用開始日までに届出が間に合いません。電話連絡後に届出を提出しても良いですか。

答 事前の届出が原則です。担当グループが受付をした日以降より在宅支援を開始してください。余裕をもった提出をお願いします。

問6. セルフプランの場合、在宅支援の評価と報告はどうしたら良いですか。

答 個別支援計画の振り返りを行った際の記録を送付してください。